

報道関係者 各位

担当

令和7年10月17日
広島労働局労働基準部監督課
監督課長 伊藤俊哉
専門監督官 荻野 香
電話 082-221-9242

外国人技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場 に対して行った令和6年の監督指導、送検等の状況を公表します

～労働基準関係法令違反率 70%超～

広島労働局（局長 宮原 真太郎）は、管内8労働基準監督署が、令和6年に県内の外国人技能実習生（以下「技能実習生」）又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った監督指導や送検等の状況について取りまとめたので、公表します。（別紙参照）

令和6年の監督指導・送検の概要

【技能実習生関係】

- 1 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した 598 事業場のうち 446 事業場（74.6%※）。※全国 73.2%
- 2 主な違反事項は、①健康診断結果についての医師等からの意見聴取（22.6%）、②安全基準（19.1%）、③割増賃金の支払（15.4%）の順に多かった。
- 3 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは0件。

【特定技能外国人関係】（初公表）

- 1 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した 290 事業場のうち 229 事業場（79.0%※）。※全国 76.4%
- 2 主な違反事項は、①安全基準（23.8%）、②健康診断結果についての医師等からの意見聴取（21.4%）、③衛生基準（14.5%）の順に多かった。
- 3 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは0件。

広島県内の技能実習生の人数は、全国で7番目に多い18,737人です（※1）。国籍別では、ベトナムが最も多く8,899人、次いでインドネシア3,354人、フィリピン2,873人の順となっています（※2）。

また、特定技能外国人の人数は、全国で10番目に多い7,118人です（※1）。国籍別では、ベトナムが最も多く2,544人、次いでフィリピン1,945人、インドネシア1,618人の順となっています。（※2）

広島労働局や各労働基準監督署は、技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係

法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

(※1) 厚生労働省 『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和6年10月末現在)』より

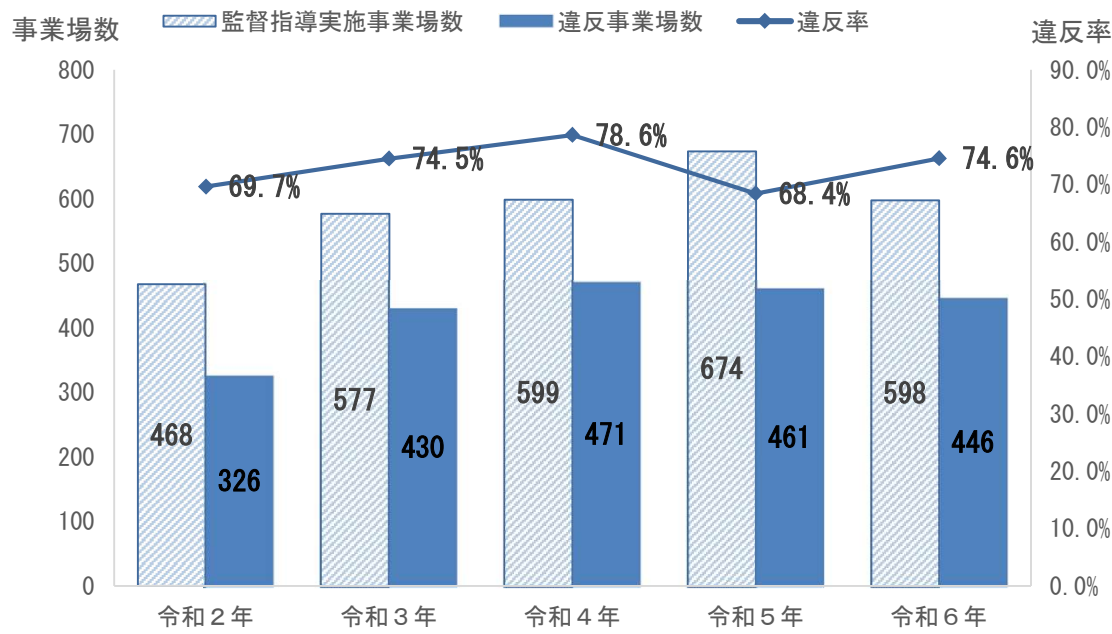
(※2) 広島労働局 『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和6年10月末現在)』より

【別紙1】 技能実習生を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況
(令和6年)

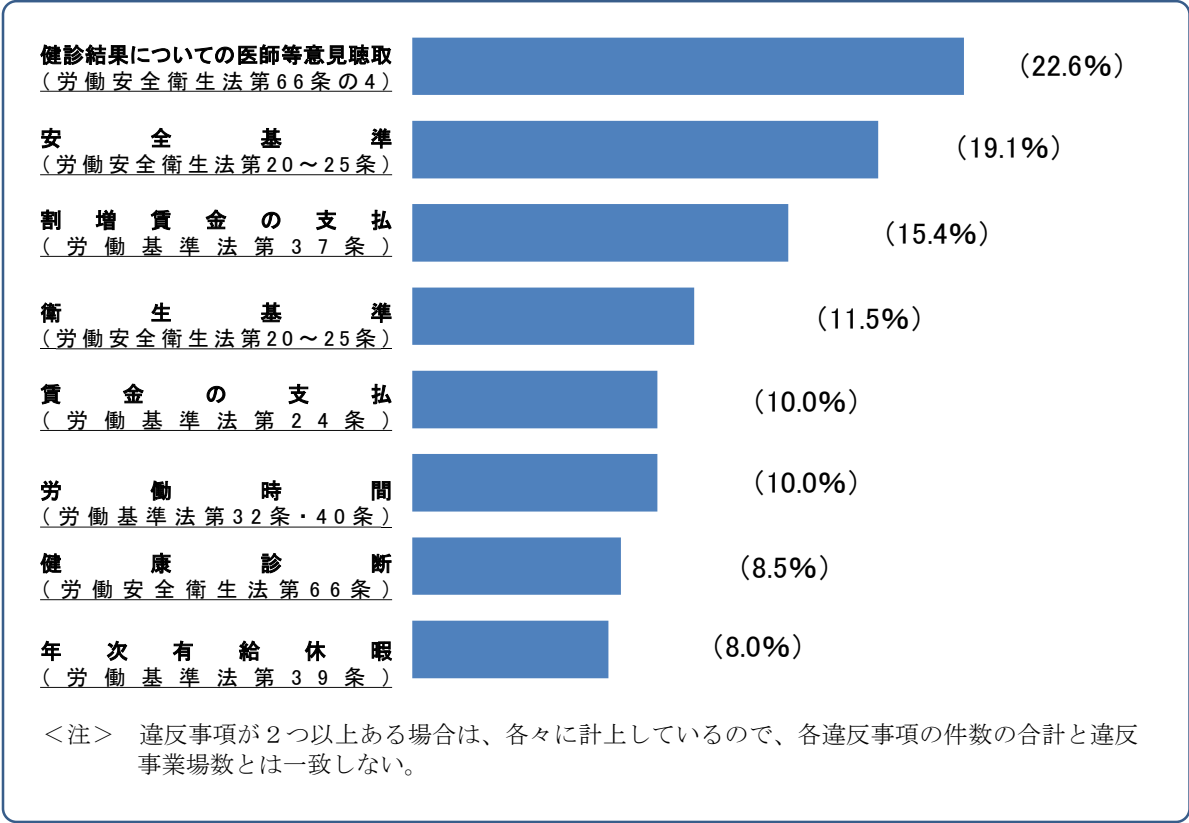
【別紙2】 特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況
(令和6年)

1 監督指導の状況

(1) 管内の労働基準監督署において、労働基準関係法令違反が疑われる事業場に対して598件の監督指導を実施し、その74.6%に当たる446件で同法令違反が認められた。＜注＞違反は、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①健診結果についての医師等意見聴取（135件、22.6%）、②安全基準（114件、19.1%）、③割増賃金の支払（92件、15.4%）の順に多かった。



(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属 製造	282	209 (74.1%)	安全基準 64 (22.7%)	衛生基準 60 (21.3%)	健診医師等 意見聴取 49 (17.4%)
食料品製造	60	42 (70.0%)	安全基準 20 (33.3%)	健診医師等 意見聴取 10 (16.7%)	健康診断 6 (10.0%)
繊維・衣服 製造	16	12 (75.0%)	健診医師等 意見聴取 5 (31.3%)	割増賃金の 支払 5 (31.3%)	安全基準 4 (25%)
建設	95	79 (83.2%)	健診医師等 意見聴取 31 (32.6%)	割増賃金の 支払 27 (28.4%)	賃金の支払 23 (24.2%)
農・畜産	11	7 (63.6%)	健診医師等 意見聴取 4 (36.4%)	賃金の支払 4 (36.4%)	労働条件の 明示 4 (36.4%)
<参考> 全業種	598	446 (74.6%)	健診医師等 意見聴取 135 (22.6%)	安全基準 114 (19.1%)	割増賃金の 支払 92 (15.4%)

<注1> 「主な業種」は、令和6年末における在留資格「技能実習」に係る在留者が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

機械・金属製造・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業

食料品製造・・・食料品製造業

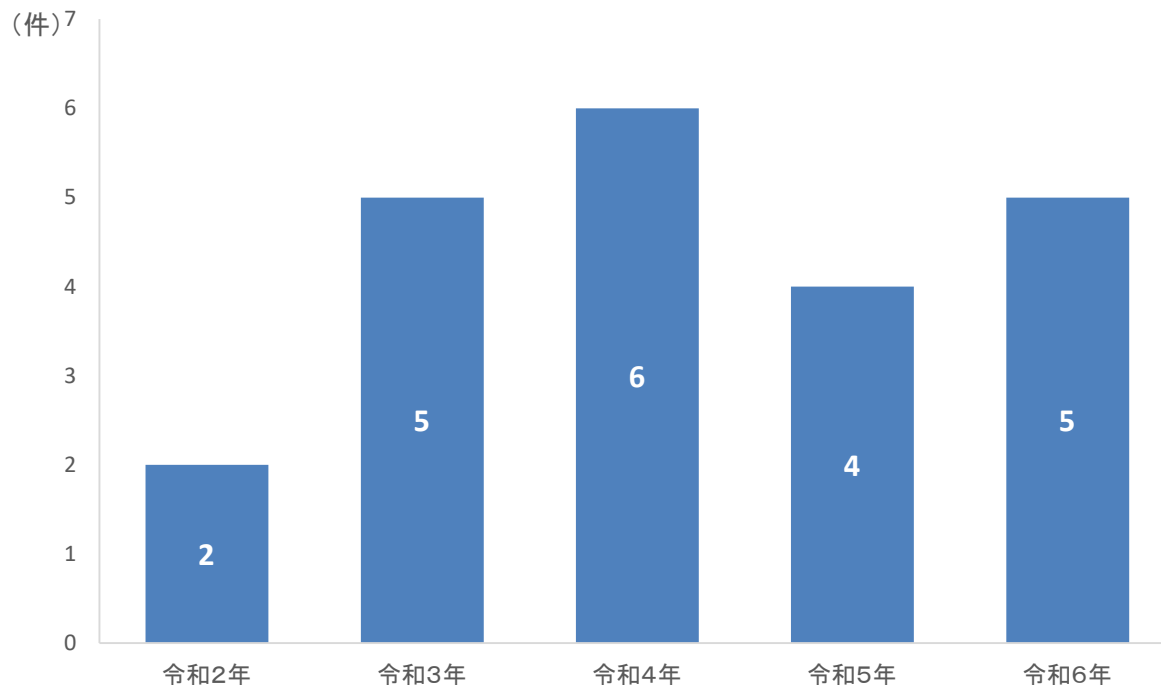
繊維・衣服製造・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

農・畜産・・・農業、畜産業

2 申告の状況

- (1) 技能実習生から管内の労働基準監督署に対して、労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は5件であった。



- (2) 令和6年の申告内容は、「賃金の不払」（労働基準法第24条）「退職時の証明」（同法第22条）、「割増賃金の未払」（同法第37条）に関するものであった。

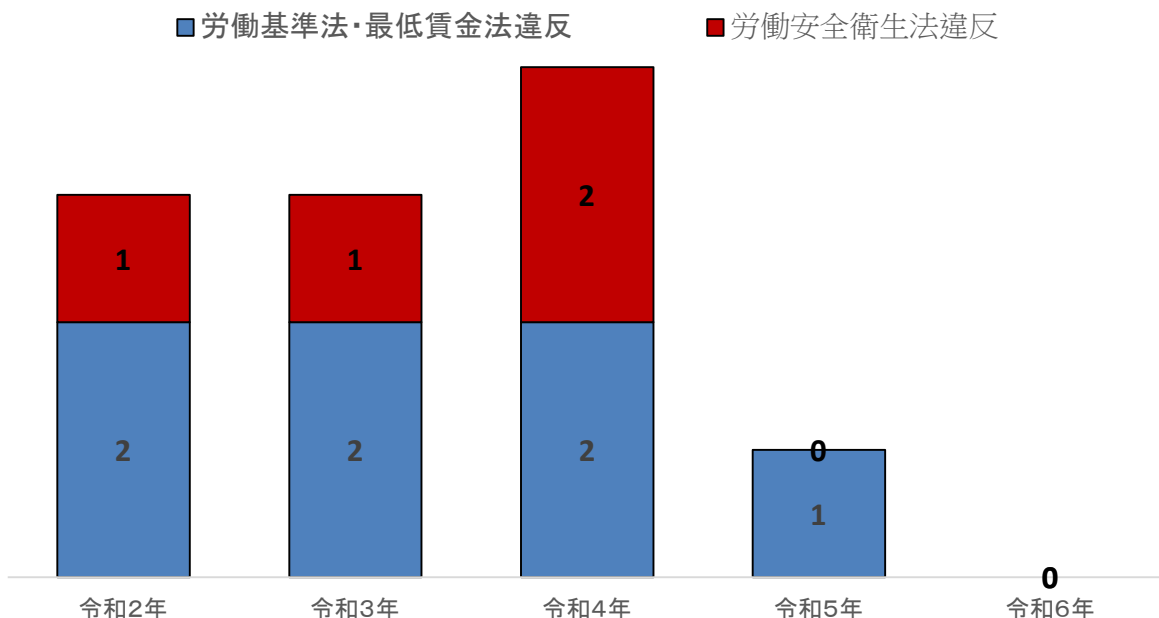
3 違反例

労働基準関係法令の違反例には、以下のようなものがあった。

賃金の支払 (労働基準法第24条)	・ 定期賃金の一部を所定の賃金支払日に支払っていないもの。 ・ 労使協定がないのに、賃金から家賃・光熱費等を控除していたもの。
割増賃金の支払 (労働基準法第37条)	・ 時間外労働に対し2割5分、休日労働に対し3割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないもの。 ・ 割増賃金の計算の基礎となる賃金に、算入すべき手当を算入していないもの。
労働時間 (労働基準法第32条・36条)	・ 36協定の有効期間を徒過しているにもかかわらず、時間外・休日労働を行わせていたもの。 ・ 36協定で定める延長時間を超えて労働させたもの。 ・ 1か月当たり100時間以上、連続する複数の月を平均して1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行わせていたもの。
年次有給休暇 (労働基準法第39条)	・ 年5日以上の有給休暇を取得させる必要がある者に有給休暇を全く取得させていなかったもの。 ・ 年次有給休暇管理簿を作成していなかったもの。
安全基準 (労働安全衛生法第20～25条)	・ 作業に使用する足場に有効な手すりを設けていなかったもの。 ・ 身体の一部が巻き込まれる恐れがあるコンベヤーに、非常停止装置を備えていなかったもの。

4 送検の状況

(1) 技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、管内の労働基準監督署が送検した件数は0件であった。



5 労働基準監督署と外国人技能実習機構等との相互通報の状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署では、外国人技能実習機構との間で、相互に通報し、合同監督・調査を実施している。

※令和3年までは、出入国管理機関との間でも技能実習生に係る相互通報を行っていたが、制度改正により令和4年以降、技能実習生に係る相互通報は、外国人技能実習機構との間でのみ行っている。

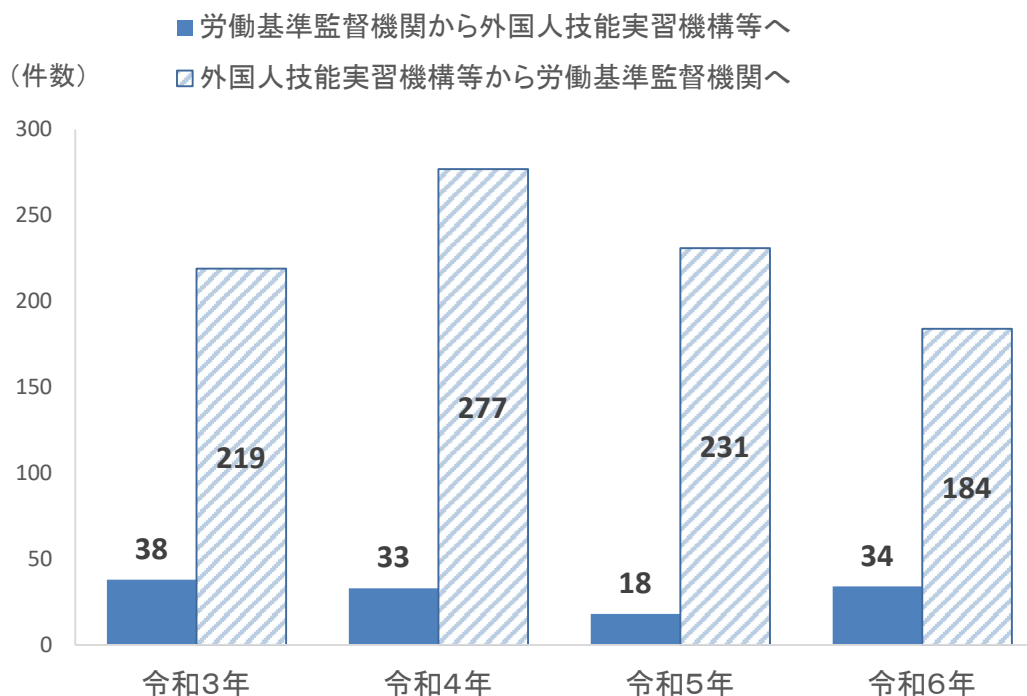
- (2) 労働基準監督署から外国人技能実習機構へ通報（※1）した件数は34件、外国人技能実習機構から労働基準監督署へ通報（※2）された件数は184件であった。

※1 労働基準監督署から外国人技能実習機構へ通報する事案

労働基準監督署において技能実習生を使用する事業場に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 外国人技能実習機構から労働基準監督署へ通報する事案

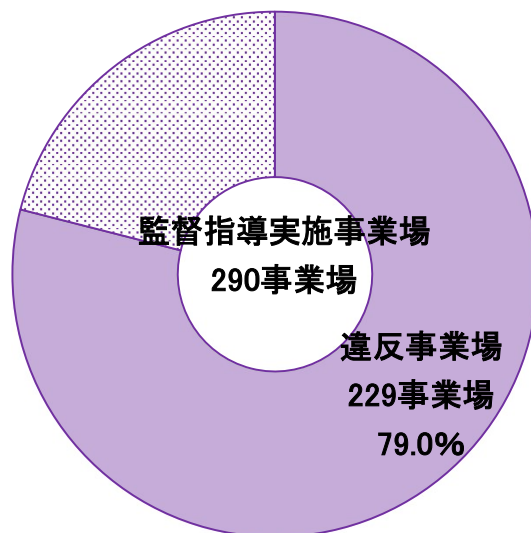
外国人技能実習機構において技能実習生を使用する事業場を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案



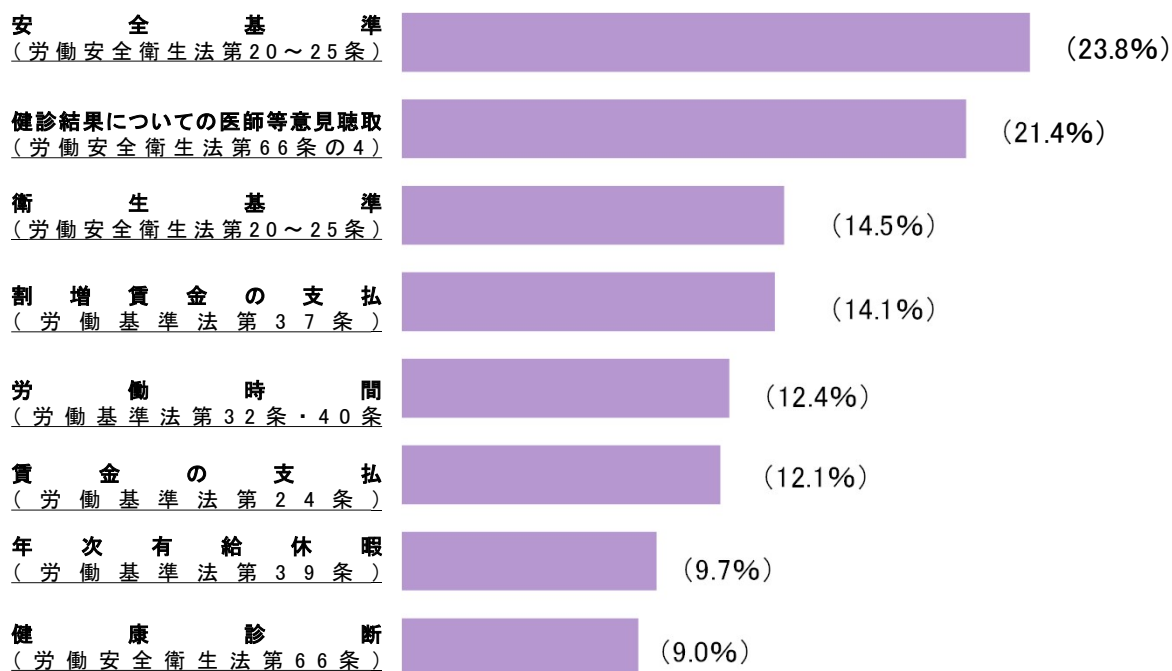
1 監督指導の状況

- (1) 管内の労働基準監督署において、特定技能外国人を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる290事業場に対し監督指導を実施したところ、その79.0%にあたる229事業場で同法令違反が認められた。

＜注＞違反は、特定技能外国人以外の労働者に関する違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、①安全基準（69件、23.8%）、②健診結果についての医師等意見聴取（62件、21.4%）、③衛生基準（42件、14.5%）の順に多かった。



＜注＞ 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場 数 (違反率)	主な違反事項		
食料品製造	50	36 (72.0%)	安全基準 16(32.0%)	労働時間 8(16.0%)	健診医師等 意見聴取 7(14.0%)
社会福祉 施設	14	10 (71.4%)	健診医師等 意見聴取 5(35.7%)	労働時間 4(28.6%)	賃金の支払 2(14.3%)
工業製品 製造	72	60 (83.3%)	安全基準 23(31.9%)	衛生基準 22(30.6%)	健診医師等 意見聴取 14(19.4%)
建設	39	36 (92.3%)	健診医師等 意見聴取 17(43.6%)	割増賃金の 支払 13(33.3%)	賃金の支払 12(30.8%)
農・畜産	7	4 (57.1%)	健診医師等 意見聴取 2(28.6%)	賃金の支払 2(28.6%)	労働条件の 明示 2(28.6%)
<参考> 全業種	290	229 (79.0%)	安全基準 69(23.8%)	健診医師等 意見聴取 62(21.4%)	衛生基準 42(14.5%)

<注1> 「主な業種」は、令和6年12月末時点における特定技能1号在留外国人が多い5分野（介護分野、工業製品製造分野、飲食物品製造分野、建設分野、農業分野）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

食料品製造 ・・・食料品製造業
社会福祉施設 ・・・社会福祉施設
工業製品製造 ・・・繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・製本業、窯業土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業
建設 ・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
農・畜産 ・・・農業、畜産業

2 申告の状況

特定技能外国人から管内の労働基準監督署に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は2件であった。
申告内容は、いずれも賃金未払であった。

3 監督指導例

長時間労働抑制について指導

端 緒

- 広島出入国管理局から、特定技能外国人に100時間を超える時間外労働の疑いがあるとする通報があり、監督署が立入調査を実施。

労基署の指導

- 労働時間記録及び賃金台帳等を確認したところ、月に100時間を超える時間外労働を行っていた特定技能外国人を認めたほか、月平均80時間を超える時間外労働も認められたことから、是正勧告を行った。
- また、特別条項の適用が6回を超えていたり、適用手続も取られていなかったため、特別条項を適正に運用するよう指導を行った。

クレーンによる労働災害が発生したことを契機に、安全対策について指導

端 緒

- 造船所内において、船舶用タンクドームの製造作業中、部材をクレーンで吊り上げたところ荷振れが生じ、部材に添えていた特定技能外国人の手がフレームと部材の間に入り込み、手指骨折の負傷をする労働災害が発生したため、監督署が立ち入り調査を実施したもの。

労基署の指導

- 1本吊りした荷の下に身体の一部が入っていたことが災害の直接原因であることから、是正勧告を行った。

4 労働基準監督署と出入国在留管理機関との相互通報の状況

- (1) 特定技能外国人の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署では、出入国在留管理機関との間で、相互に通報し、合同監督・調査を実施している。
- (2) 労働基準監督署から出入国在留管理機関へ通報（※１）した件数は21件、出入国在留管理機関から労働基準監督署へ通報（※２）された件数は５件であった。

※１ 労働基準監督署から出入国在留管理機関へ通報する事案

労働基準監督機関において特定技能外国人を使用する事業場に対して監督指導等を実施した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※２ 出入国在留管理機関から労働基準監督署へ通報する事案

出入国在留管理機関において特定技能外国人を使用する事業場を調査した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案